

専決処分の承認について

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので承認を求める。

平成30年6月7日提出

秦野市長 高橋 昌和

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を早急に改正する必要があるため、地方自治法第179条第1項本文の規定に基づいて専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。



専 決 処 分 書

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正することについて、地方自治法第179条第1項本文の規定により市長において別紙のとおり専決処分する。

平成30年3月31日

秦野市長 高橋 昌 和



理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正により、年収約360万円未満相当の教育認定こどもに係る利用者負担額の上限を10,100円とすることについて早急に対応する必要があるため、改正する。

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例（平成 27 年秦野市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 備考中 11 を 12 とし、同表備考 10 中「この表の利用者負担額」を「この表の額」に改め、同表備考中 10 を 11 とし、同表備考 9 中「備考 4 及び備考 6 から備考 8 まで」を「備考 5 及び備考 7 から備考 9 まで」に改め、同表備考中 9 を 10 とし、同表備考 8 中「備考 6」を「備考 7」に改め、同表備考中 8 を 9 とし、同表備考 7 中「備考 6」を「備考 7」に改め、同表備考中 7 を 8 とし、6 を 7 とし、5 を 6 とし、同表備考 4 中「この表の額」の次に「（D5 階層（市町村民税所得割額が 77, 101 円未満の世帯に限る。）の秦野市立以外の認定こども園（教育の利用に限る。）又は特定教育・保育施設である私立の幼稚園に係る支給認定子どもに係る利用者負担額は、備考 4 の規定を適用した額。以下この表において同じ。）」を加え、同表備考中 4 を 5 とし、3 の次に次のように加える。

- 4 D5 階層（市町村民税所得割額が 77, 101 円未満の世帯に限る。）の秦野市立以外の認定こども園（教育の利用に限る。）又は特定教育・保育施設である私立の幼稚園に係る支給認定子どもに係る利用者負担額は、10, 100 円とする。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第47号 秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
別表第1（第3条関係）	別表第1（第3条関係）
(略)	(略)
備考	備考
1-3 (略)	1-3 (略)
<p>4 <u>D5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）の秦野市立以外の認定こども園（教育の利用に限る。）又は特定教育・保育施設である私立の幼稚園に係る支給認定子どもに係る利用者負担額は、</u>  <u>10,100円とする。</u></p>	
<p>5 <u>D1～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における備考3各号のいずれかに該当する世帯の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の額（D5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）の秦野市立以外の認定こども園（教育の利用に限る。）又は特定教育・保育施設である私立の幼稚園に係る支給認定子どもに係る利用者負担額は、備考4の規定を適用した額。以下この表において同じ。）の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、</u></p>	<p>4 <u>D1～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における備考3各号のいずれかに該当する世帯の支給認定子どもに係る利用者負担額は、この表の額の2分の1の額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、D2～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における備考3各号のいずれかに該当する世帯の秦野市立以外の認定こども園（教育の利用に限る。）又は特定教育・保育施設である私立の幼稚園に係る支給認定子どもに係る利用者負</u></p>

D 2～D 4 階層及びD 5 階層（市町村民税所得割額が 77, 101 円未満の世帯に限る。）における備考 3 各号のいずれかに該当する世帯の秦野市立以外の認定こども園（教育の利用に限る。）又は特定教育・保育施設である私立の幼稚園に係る支給認定子どもに係る利用者負担額は、3, 000 円とする。

6・7 （略）

8 備考 7 の規定にかかわらず、C 階層に 2 名以上の特定被監護者等（支給認定子どもの保護者に監護される者その他これに準じる者として規則で定める者であって、支給認定子どもの保護者と生計を一つにしているものをいう。この表、別表第 2 及び別表第 3 において同じ。）がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から 2 人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

9 備考 7 の規定にかかわらず、D 1～D 4 階層及びD 5 階層（市町村民税所得割額が 77, 101 円未満の世帯に限る。）に 2 名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から 2 人目の特定被監護者等に係る利用者負担額は、この表の額の 2 分の 1 の額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から 3 人目以降の

担額は、3, 000 円とする。

5・6 （略）

7 備考 6 の規定にかかわらず、C 階層に 2 名以上の特定被監護者等（支給認定子どもの保護者に監護される者その他これに準じる者として規則で定める者であって、支給認定子どもの保護者と生計を一つにしているものをいう。この表、別表第 2 及び別表第 3 において同じ。）がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から 2 人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

8 備考 6 の規定にかかわらず、D 1～D 4 階層及びD 5 階層（市町村民税所得割額が 77, 101 円未満の世帯に限る。）に 2 名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から 2 人目の特定被監護者等に係る利用者負担額は、この表の額の 2 分の 1 の額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、年齢の高い順から 3 人目以降の

特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

10 備考5及び備考7から備考9までの規定にかかわらず、D1～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における備考3各号のいずれかに該当する世帯に2名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

11 月の途中で利用を開始し、又は停止した支給認定子どもに係るその月の利用者負担額は、この表の額に、その月の在籍日数を20で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

12 （略）

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

9 備考4及び備考6から備考8までの規定にかかわらず、D1～D4階層及びD5階層（市町村民税所得割額が77,101円未満の世帯に限る。）における備考3各号のいずれかに該当する世帯に2名以上の特定被監護者等がいる場合において、その特定被監護者等のうち、年齢の高い順から2人目以降の特定被監護者等に係る利用者負担額は、賦課しない。

10 月の途中で利用を開始し、又は停止した支給認定子どもに係るその月の利用者負担額は、この表の利用者負担額に、その月の在籍日数を20で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

11 （略）

専決処分（秦野市特定教育・保育及び特定地域型保育の利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例）の承認について

1 改正の内容

年収約 3 6 0 万円未満相当の教育認定こどもに係る利用者負担額の上限を 1 0, 1 0 0 円とすること

2 料金表（1号支給認定の利用者負担額）

改正後		秦野市立以外の認定こども園(教育の利用に限る。) 又は特定教育・保育施設である私立の幼稚園		
決定区分		第1子		第2子 (※)
		一般	ひとり親世帯等	
D5	77,101 円未満	<u>10,100 円</u>	3,000 円	<u>5,050 円</u>
	97,000 円未満	11,000 円	11,000 円	5,500 円

(※)ひとり親世帯等の第2子は 0 円(決定区分がD5階層の 77,701 円以上 97,000 円未満を除く。)

改正前		秦野市立以外の認定こども園(教育の利用に限る。) 又は特定教育・保育施設である私立の幼稚園		
決定区分		第1子		第2子 (※)
		一般	ひとり親世帯等	
D5	77,101 円未満	11,000 円	3,000 円	5,500 円
	97,000 円未満	11,000 円	11,000 円	5,500 円

(※)ひとり親世帯等の第2子は 0 円(決定区分がD5階層の 77,701 円以上 97,000 円未満を除く。)